

保護者の皆様へ

京 都 市
清 明 保 育 園

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について

平素より、本市の児童福祉行政に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。
さて、この度、国の専門家会議（新型コロナウイルス感染症専門家会議）の議論を踏まえ、一般の方々に向けた新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安につきまして、厚生労働省において別添のとおり内容が改訂されましたので、お知らせします。

1 新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安について

(1) 相談・受診の目安

別添「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」をご参照ください。
※特に妊婦の方や小児の方については以下の点にご留意ください。

- 妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに「帰国者・接触者相談センター」に御相談ください。
- 小児については、小児科医による診察が望ましく、「帰国者・接触者相談センター」やかかりつけ小児医療機関に電話などで御相談ください。

(2) 目安に該当すると思われる場合の本市の相談先

京都市「帰国者・接触者相談センター」

電話番号：075-222-3421（新型コロナウイルス感染症専用電話番号と同じ）

受付時間：土日祝日を含む24時間

※かかりつけ医のいる方は、まずはかかりつけ医に電話相談してください。

(3) 登園前の健康観察の実施等

- 登園前に、発熱や咳などの風邪の症状はないかなど、健康観察を行ってください。
 - お子様や御家族に発熱や咳等の風邪の症状がみられる場合や利用に当たって不安を感じられる場合は当園に連絡のうえ、登園を控えてください。
 - お子様が発熱や咳等の風邪の症状があり、医療機関を受診した結果についても、当園まで連絡をお願いします。（特に、お子様や御家族の方でPCR検査を実施される場合や検査結果が判明した場合（陰性の場合も含む）には、速やかに当園まで連絡いただきますようお願いいたします。なお、園児又は施設職員においてPCR検査で陽性反応が出た場合は、最終登園日（出勤日）の翌日から14日間は園を休園することを基本的な考え方としています。）
- ※ 今回の厚生労働省の改訂は、「帰国者・接触者相談センター」等への相談・受診の目安に関するものであり、登園の基準に関するものではありません。

3 その他

発熱や咳等の風邪の症状があり、医療機関を受診した結果についても、当園まで連絡をお願いします。（特に、お子様や御家族の方でPCR検査を実施される場合や検査結果が判明した場合（陰性の場合も含む）には、速やかに当園まで連絡いただきますようお願いいたします。なお、園児又は施設職員においてPCR検査で陽性反応が出た場合は、最終登園日（出勤日）の翌日から14日間は園を休園することを基本的な考え方としています。